る譲渡所得等の金額」を加え、同表第二百二十二条第三項の項中「株式等」を「一般株式等」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、「いう。）」の下に「、同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」を加え、同表第二百五十八条第一項の項中「、株式等に係る譲渡所得等の金額」を「、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「いう。）」の下に「、同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（以下「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）を加え、「、株式等に係る課税譲渡所得等の金額」を「、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」に、「及び租税特別措置法第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項」に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「の金額」の下に「、上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同表第二百六十一条第一号の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「係る譲渡所得等の金額」の下に「、上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「及び」を「並びに」に、「特例）」を「特例）及び第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」に改め、同表第二百六十一条第二号の項中「及び株式等」を「、一般株式等」に改め、「の金額」の下に「及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同表第二百六十二条第三項の項中「源泉徴収票並びに」を「源泉徴収票、」に改め、「報告書」の下に「並びに同法第四十一条の十二の二第八項、第九項及び第十項ただし書（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）の規定により交付される通知書」を加え、同表第二百六十六条第一項及び第二項の項中「株式等」を「一般株式等」に、「の金額」を「の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」に、「及び租税特別措置法」を「並びに租税特別措置法」に、「特例）」を「特例）及び第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」に改め、同表第二百六十六条第三項の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「の金額」の下に「、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」を加え、同項を同条第二十一項各号列記以外の部分中「前二項」を「前三項」に、「又は同条第七項」を「若しくは第七項又は同条第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同項第六号中「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同項第九号中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第三十七条の十三の二第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第二十五条の八第十三項」を「第二十五条の八第十五項（第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。）」に、「株式等」を「一般株式等」に、「金額は」を「金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同項を同条第一項とし、同条の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合における法第三十七条の十一第六項において準用する法第三十七条の十第六項の規定により読み替えられた所得税法の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十三の二第四項若しくは第七項（）と読み替えるものとする。

第二十五条の十二の二第十八項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「同条第十三項中」の下に「、第三十七条の十第一項又は」とあるのは「又は」と、「、法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び」とあるのは「及び」と、「、第二十五条の十二の二第十六項」を「第二十五条の十二の二第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十二の二第三項」に、「同項第四号中」を「第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「第三十七条の十二の二第一項又は第三十七条の十三の二第四項」と、「上場株式等に係る配当所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、同項第四号中」に、「同項第五号中」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第五号中」に、「「上場株式等」を「「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第十七項とし、同条第十五項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第四項」に、「同項第四号中」を「「上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）と、「第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「第三十七条の十二の二第一項又は第三十七条の十三の二第四項」と、「上場株式等に係る配当所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第四号中」に、「同項第五号中」を「「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第五号中」に、「「上場株式等」を「「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「上場株式等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「株式等（法第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。）」を「法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等」に改め、「金額、及び「又は」の下に「同項に規定する一般株式等の譲渡に係る」を加え、「第八項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「（当該損失の金額のうちに法第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。